

女性の生涯所得からみた税制・年金制度

丸 山 桂

I 分析視点

わが国の急速な高齢化の進展と出生率の低下は、既存の社会システムにさまざまなひずみをもたらしている。なかでも、若年労働力の不足は深刻な社会問題であるが、その対応策として、「高齢者」と「女性」の労働力にはあつい期待が寄せられている。実際、近年の女性の社会進出はめざましく、結婚、出産後も継続して働き続ける人が増加している。女性の働きやすい環境を整えるのは、社会全体の急務の課題であり、育児休業法の成立や介護休暇の導入の動きなどは、女性労働への支援策の一部と位置づけられる。

にもかかわらず、主として女性側から現行の税制、年金制度といった社会の基礎となる制度が、いわゆる専業主婦を優遇し、女性の労働供給を抑制する効果があるとの声が上がっている。本来、税制、年金制度は、ある個人がどのような人生選択をしようと、それに公平、中立の立場を貫かねばならないはずである。しかし、現実には、パート労働者が税、社会保険料の負担を回避するために、故意に就業時間や日数を調整する就業調整を行ったり、「100万円の壁」という言葉が周知の事実となっているように、税制、年金制度の女性に対する公平性、中立性は完全には達成されていない。超高齢社会におけるマンパワーの確保という意味でも、長期的な視野にたった税制、年金制度の再構築が望まれる。

そこで、このような問題意識から、本論は、税制や年金制度が女性の就労に及ぼす影響を分析す

ることにより、公平かつ中立な税制、年金制度のあり方を考えることを目的とする。こうした視点にたつ研究蓄積は、女性労働者の量、質ともに充実してきたここ数年に集中する。このうち特に本論に有益な先行研究としては、パート労働者の生涯所得比較を行った木村(1990)、同一所得を得る専業主婦世帯と共働き世帯の年金収支の比較を行った八田・木村(1993)などのほか、生涯年金収支および女性労働供給への影響をモデル分析した八代・大石(1993)、個票データを用いて、パート労働者の就業調整の実態を明らかにした樋口(1994)などがある。本論は、木村(1990)の研究を基礎に、税制、年金制度が、配偶関係や就労形態の異なる女性の生涯所得にどのような影響を及ぼすのか分析を行った。生涯所得分析をする理由は、一時点の所得で、税制や年金制度の公平、不公平を分析するのは限界があるからである¹⁾。また、一個人の例だけでは税制、年金制度の生涯所得に及ぼす諸影響を明らかにするのは不可能であり、配偶関係別および就労形態別に女性の生涯所得計算を行った。

本論は特に以下の諸点を明らかにすることに力点をおく。

- ①税制、年金制度はどのような女性像、家族像を念頭において展開されてきたのか。その流れは、現在も変わっていないのか。
- ②現行の税制、年金制度はさまざまなライフスタイルや就労形態をもつ女性たちに公平に適用されているのか。それとも特定の層に、有利あるいは不利に適用されているのか。
- ③税制や年金制度がより女性の就労に対して公

平、中立であるにはどのような制度変更が必要か。

- ④現行の遺族年金の制度は、本人の老齢厚生年金か配偶者の老齢厚生年金の4分の3に相当する遺族年金かの選択制を採用している。このため、夫の遺族年金を選択した場合、自分の老齢厚生年金は掛け捨てとなるため、共働きの女性を中心に根強い不公平感がある。今回の年金制度改正案には、従来の方式のほかに、本人の老齢厚生年金と遺族年金の併給を認める案が盛り込まれているが、これは女性労働者にとって有益な改正であるのか。またどのような効果が期待できるのか。

ここで、本論の扱う労働者の属性、および税制、年金制度の範囲についてふれておく。扱う労働者は、雇用者に限定した。本来は自営業者も含めた分析を行うべきであるが、自営業者と雇用者の妻の就労形態は異なるため、雇用者に限定した比較の方が、分析に適していると判断したからである。税制については、所得税と住民税、年金制度は公的年金制度のみを計算対象とした。そのため、実際の女性の生涯所得とは若干差異が生じる可能性があるが、比較分析には十分堪えうらと思われる。

本論は以下の構成からなる。II節で税制、年金制度における女性を歴史的に概観し、その流れが現行制度にいかに関与しているのかをみる。III節で分析の手法を説明し、IV節で現行制度における女性の生涯所得を比較検討し、税制、年金制度の問題点を明らかにする。V節では前節の結果を踏まえ、現行の税制、年金制度を変更した場合の生涯所得への諸影響を分析する。そして、VI節で遺族年金の改正案の女性労働者への影響を検討し、最後にVII節で結びとし、今後の展望についても言及することにする。

II 税制、年金制度における女性の取り扱い

本節の目的は、税制、年金制度において女性がいかに関与してきたのか、当時の社会経済状況とあわせて概観し、現行制度のしくみの確認および

問題点を指摘することにある。

1. 戦前における女性と税制、年金制度

女性と税制、年金制度の歴史的考察については、すでに拙稿(1993)で発表してあるため、ここでは要点のみ述べることにする。

戦前におけるわが国では、戸主権と長男子の単独相続である家督相続を中心とする家制度が存在していた。家制度においては、女性は準禁治産者(心身耗弱者、聾者、啞者および浪費者)同様に扱われ、その経済行為は厳しく制限されていた。家制度は税制の設計にも影響を及ぼしていた。これは戸主権をそのまま反映したような「世帯合算非分割課税」、つまり世帯全員の所得を合算し、戸主が納税を行うという課税方式がとられていたことに表れている。

導入当初は免税点しか存在しなかった所得税にも、その後各種控除が創設されるが、女性が扶養控除の対象に加えられるのは、戦時中の1940年(昭和15年)にもなってからであった。創設の目的は、人口政策を推進する国家的要請であった。一方、年金制度では4年後に、女性の加入を認める厚生年金保険法が導入されるが、そこにも結婚手当金や脱退手当金といった結婚促進、人口政策を意図する制度が組み込まれていた。当時の女性労働者は、嫁入り前の家計補助的労働が大半で、年金を受給できるほどの勤続年数をもつ者はほとんどおらず、主体的に女性労働を評価する制度設計ではなかったのである。

2. 国民年金制度と配偶者控除の創設

戦後の一連の民主化政策の下、家制度は廃止され、男女の本質的平等をうたう日本国憲法が制定された。税制についても、1950年(昭和25年)のシャープ勧告によって、世帯合算課税から個人単位課税に改められた。

戦後の混乱期をきりぬけた年金制度は、さらに変革を求められる。昭和30年代に入って家族機能の低下により、老後の所得保障の必要性が叫ばれ、「国民皆年金」を達成すべく昭和34年、国民年金法が成立した。国民年金制度では、自営業者の妻

は強制加入となったが、被用者の妻は任意加入とされた。これは、被用者の妻はすでに年金制度に組み込まれている、妻は夫の年金で老後の所得を保障されるという考え方が背景にあったためである。にもかかわらず、サラリーマンの無業の妻の任意加入者は、次第に増加し、一時は任意加入率が8割にも達した。しかし、任意加入をしなかった場合は、障害年金の受給権がないばかりか、高齢で離婚すると無年金者になるという問題があった。また、任意加入をした世帯とそうでない世帯に年金受給額に問題が生じるということも課題として残されていた。

この1年後の1960年(昭和35年)には、税制においては扶養控除から配偶者相当分が独立し、配偶者控除が新設された。創設の目的は、給与所得者の事業所得者に対する税負担の不公平感の緩和、そして妻の家事労働の評価、いわゆる「内助の功」を税制で評価しようというものであった²⁾。当時の共働き率はわずか9%にすぎず(篠塚, 1992)、ほとんどの女性は結婚、育児で就労を中断し、子育てが一段落したらパートで働くというライフコースを歩んでいた。当時の社会状況においては、サラリーマンの減税方法としての配偶者控除は魅力あるものであったかもしれない。

3. 基礎年金と配偶者特別控除の創設

年金制度においては、1985年に「女性の年金権の確立」と銘打って、国民年金に基礎年金制度が創設され、これまで任意加入だった被用者の妻も強制加入となった。そして、「第3号被保険者」である彼女たちは、保険料負担を求められずに基礎年金を受給できることになった。

翌2年後には、税制では配偶者特別控除が創設された。配偶者特別控除には、パート就労をする主婦の所得が配偶者控除適用限度額を超えると、世帯全体の税引き後所得が減少するいわゆる「逆転現象」の解決のほかに、さらに「内助の功」を評価するねらいも含まれていた。その後、配偶者控除、配偶者特別控除は多くの問題点が指摘されながら、控除額が引き上げられて現在に至っている。

4. 現行制度のしくみとその問題点

(1) 税制と女性

すでに述べたように、わが国の税制は個人単位課税をとり、男女の区別もない。ある個人が非課税限度額を超えて就労すると、本人の所得に所得税、住民税が課税される。収入の増加につれて、税負担、手取り額ともゆるやかに増加するので、大きな問題はない。

しかし、実際の税制には、世帯単位の名残ともいべき配偶者控除や配偶者特別控除といった制度が残されている。配偶者控除は、配偶者の年間所得が35万円以下(パート収入の場合は100万円以下)の場合、本人の所得にかかわらず、一定額を所得控除する制度である。配偶者特別控除は、年間所得が1,000万円以下の給与所得者に対してのみ適用される。特徴的なことは、配偶者の年間所得が配偶者控除の適用限度額を超えてしまっても、その所得が70万円未満(パート収入の場合は135万円未満)ならば、控除が適用されることである。両控除は男女の区別をしていないが、現実的には妻の所得の大小によって、夫の所得控除額が決定される。つまり、パート労働者は自分の手取り収入と夫の税金の両方を考慮して働かなければならないのである。

次に、配偶者控除、配偶者特別控除の問題点を指摘する。第1の問題点は、一定額以上の収入のある女性や独身者には配偶者控除、配偶者特別控除が適用されないことである。配偶者控除、配偶者特別控除の導入の理由とされる「内助の功」の評価は、「専業主婦であること」の評価にすりかえられている。第2の問題点は、両控除は限界税率の高い高所得者層により多額の減税効果をもたらすことである。第3の問題点は、税制における「逆転現象」がなくなっても、実際は多くのパート労働者が、非課税限度額、配偶者控除の適用限度額をひとつの目安として就業調整を行っていることである³⁾。

(2) 年金制度と女性

公的年金制度は、社会保険制度のひとつであり、保険料負担をして給付を受けるのが原則である。しかし、ここで問題となるのは、保険料負担がな

くても給付を受けられるという層が存在することである。

公的年金制度は、昭和 60 年の改正によって、第 1 号被保険者を自営業者、第 2 号被保険者を被用者、第 3 号被保険者を被用者の妻と分類し、基礎年金を支給することになった。

サラリーマンの妻、第 3 号被保険者は保険料負担なしに、基礎年金を受給できる。その保険料分は、夫ではなく、厚生年金の被保険者全体で支えている。また、同じ専業主婦でありながら、自営業者の妻は第 1 号被保険者として国民年金の保険料を負担している。被用者の妻は費用負担能力がない、事務上の手続きの簡便化が理由とされているが、サラリーマンの妻が格別に保険料負担を求められない明確な理由は見あたらない。

保険料負担の問題だけでなく、遺族年金の扱いでも、問題がある。夫が死亡すると、専業主婦だった寡婦は、自身の基礎年金のほかに夫の老齢厚生年金の 4 分の 3 を遺族年金として受給する。一方、共働きの妻は、基礎年金のほかに自分名義の老齢厚生年金か夫の遺族年金のどちらか一方しか受給できない。女性の老齢厚生年金額は、就労時の低賃金の影響から夫の遺族年金よりも低く、ほとんどの女性は夫の遺族年金を選択せざるを得ない。すると、長期間積み立てた厚生年金の保険料は、掛け捨て同然となる。また寡婦になると、専業主婦の年金額が共働きの妻の年金額を上回ることもありうるのである。

配偶者特別控除や基礎年金制度の創設といった一連の改革は、専業主婦を保護する方策であるが、実際には専業主婦は減少傾向にある。税制、年金制度が制度創設時の家族像や女性像を維持したまま、根本的な改革を行わなかったことがこうした問題の原因となっているのである。

以上の問題を踏まえて、次節では生涯所得計算の方法について説明を行う。

III 分析の方法

前節では、現行の税制、年金制度が制度創設時の家族像、女性像を残したまま展開されているこ

とが明らかになった。本節では、これを女性の生涯所得比較という数量分析によって検証することを目的とする。

配偶関係別および就労形態別に女性の生涯所得比較を行う際には、本来は個票のデータを用いて、各自の過去の就業経験をもとに、稼得賃金、そして引退後の年金額を求め、最終的に生涯所得を計算するのが理想であるが、これは現時点では統計の制約上、実現不可能である。そこで、実際には多種多様なライフコースから、数種のライフコースを想定し、統計から推定した稼得賃金、引退後の年金額をそれにあてはめ、比較分析をことにした。以下の分析は、さまざまな前提条件をおいたシミュレーション結果である。このようなシミュレーション分析を用いて、さまざまな現実への対応を検討する。

1. 計算のモデル

前述したように、女性のライフコースは多岐にわたり、就業経験もさまざまである。しかし、このうち計算のモデルとして、女性の配偶関係、就労形態を次のような類型に分けることにした。すなわち、(1)生涯独身でフルタイムで働き続けた女性、(2)有配偶者かつフルタイムで働きたいいわゆる共働きの女性、(3)無業の専業主婦、そして、家事、育児で就業を中断した女性が就業を再開するケースとして(4)結婚後いったん就業を中断し、のち年間パート収入 85 万円でパート就労をした女性(非課税パート)、(5)同年間パート収入 150 万円でパート就労をした女性(課税パート)、(6)同、常雇の再就職をした女性(再就職)の 6 種に、比較のために(7)生涯独身でフルタイムで働き続けた男性も加えた計 7 種である。また、配偶者の学歴が、生涯所得に及ぼす影響を分析するため、有配偶者の(2)から(6)については、夫の学歴を高卒と大卒の場合の 2 種設定し、計算のモデルは全 12 ケースとなった。

さらに、以下のようなライフコースの仮定を行った。

(ア) 全 12 ケースはいずれも雇用者であり、収入源は給与収入のみとする。

- (イ) 本人の学歴は高卒に統一した。これは、大卒女性のサンプル数が少なく、誤差が発生しやすいからである。
- (ウ) 各ケースは、学校卒業後すぐに常雇の労働者として就業を開始する。その後、独身のケースを除き、男性は28歳、女性は25歳で結婚する（厚生省『人口動態統計』）。離婚はないものと仮定する。この時、共働きの女性以外は、就業を中断し、無業の専業主婦を除いては35歳から再びなんらかの就業を再開する。フルタイムの労働者の場合は59歳まで、パート労働者の場合は夫の退職にあわせて56歳まで働くと仮定した。子供の数は考慮しない。
- (エ) 各ケースが加入する社会保険は、年金保険は厚生年金保険、健康保険は政府管掌健康保険とした。雇用保険は、利益の帰着がはかりにくいいため、分析対象から外した。各ケースは引退後、60歳から特別支給の老齢厚生年金を、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給する。65歳の平均余命から男性は81歳、女性は84歳で死亡すると仮定した。ただし、生涯独身の男性は、女性との比較のため、84歳で死亡するとした⁴⁾。

ライフコースのほかに、統計数値についても、さらに詳細な前提条件を設定することが必要である。

2. 生涯所得の範囲

本論では、「生涯所得」の範囲は、本人の得た給与と年金額の合計額、そしてこれに健康保険から支給される医療給付費を加えたものとする。さらに、本論では女性の就労に影響を与える「配偶者控除および配偶者特別控除」、「企業から夫に支給される配偶者手当」がはたして、どのような家族にプラス、またはマイナスの効果を与えるかを検討するため、両者による効果も生涯所得の算定に加えた。そこで以下、それぞれが生涯所得に与える効果を「配偶者控除効果」、「配偶者手当効果」と呼ぶことにする。本来、この配偶者控除効果、配偶者手当効果の額は、夫婦合計した生涯所得の利益（損失を含む）として計算すべきだが、夫婦の

利益の得失が就業選択にまで影響を及ぼしているのは、女性が中心であるため、この金額は女性の生涯所得に加え、生涯所得計算をすることにした。

なお、本論ではグロスの生涯所得ではなく、可処分生涯所得を比較手法の中心に用いることにする。可処分生涯所得とは、生涯所得から税、社会保険料額を除いた額である。この可処分生涯所得の方が、税制、年金制度の純粋な生涯所得への影響を分析することができるからである。

次に、特に定義の必要な用語とデータの出所について説明する。

(1) 配偶者手当効果

配偶者手当効果とは、企業から夫に配偶者手当が支給されることによる収入および税、社会保険料の変化を指す。配偶者手当が支給されるのは、就労期のみであるが、配偶者手当効果は、就労期の所得と老後の年金額の両方の変化を考慮しなければならない。老後の年金額の算定は、就労期の平均標準報酬月額（月々の給与の平均値）と加入年数によって決定される。この平均標準報酬月額には配偶者手当の額も含まれているため、年金額における配偶者手当効果についても、計算を行った。

配偶者手当の額は、人事院給与局編『民間給与の実態』（1991年）より、月額1万6,100円とした。支給条件は、約8割の企業が採用している配偶者の年間所得が非課税限度額以下（100万円以下）とした。配偶者手当の支給は、給与収入を増加させるが、その反面税や社会保険料負担も増加させる。そのため、配偶者手当効果の純粋価値は、配偶者手当によって増加したグロスの生涯所得から税、社会保険料の増加額を引いた額、つまり配偶者手当の可処分額で表す。

(2) 配偶者控除効果

配偶者控除効果とは、配偶者控除および配偶者特別控除が適用されることによって、就労期の夫の手取りの給与所得および税額が変化することを指す。この配偶者控除効果の価値は、配偶者控除と配偶者特別控除を廃止した場合と、配偶者控除と配偶者特別控除が適用された場合の夫の税負担額の差額と定義する。

(3) 賃金, 年金, 医療給付について

賃金データは, 労働省『賃金構造基本調査』(1991 年)の学歴別の産業計, 企業規模計の一般労働者の賃金をもとに, 横断面の賃金プロフィールを作成した⁵⁾。ここから, 月々の給与収入および年間賞与が求められ, 税, 社会保険料負担⁶⁾, 老後の年金額を推定する。

受給する年金は, 老齢基礎年金, 老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含む), 加給年金, 遺族年金とする。年金額の算定方法は, 平成元年度の財政再計算の数値結果を基礎としている。

医療給付については, 各健康保険の年齢階級別の医療費を, 1 人当たり医療費 = 受診率 × 1 日当たり診療費 × 1 件当たり日数で推定し, それに給付率をかけて求めた。

すべての税制, 社会保険制度は, 1991 年現在のものを使用した。割引率は使用しない。

3. 生涯所得の算定方法

以上の前提条件に基づいて生涯所得計算を行う。だが, 各ケースの年齢別の税, 社会保険制度の適用が異なるため, 各ケースの共通条件となる可処分生涯所得の算定方法を掲げておくことにする。

ある人の t 歳における可処分生涯所得 NY_t は, 以下のように求められる。

$$NY_t = \sum_{i=18}^t (Y_i - T_i - C_i)$$

(NY : 可処分生涯所得, Y : 税, 社会保険料込みの収入, T : 税額, C : 社会保険料)

ただし, $Y = W + RN + KN + TKN + WN + IN + IR + A + B$ と定義する。

(W : 税, 社会保険料込みの収入, RN : 老齢基礎年金, KN : 老齢厚生年金, TKN : 特別支給の老齢厚生年金, WN : 加給年金, IN : 遺族年金, IR : 医療給付, A : 配偶者手当効果, B : 配偶者控除効果)

本論は, 可処分生涯所得および生涯にわたる税, 社会保険料の合計額の比較だけでなく, 各内訳を明らかにすることも目的としている。つまり, ここに掲げた各数値についても, 生涯にわたる累積値を求めた。また, 可処分給与所得 NW は, 給与収入 W から税 T と社会保険料 C を除いて求め

られる。

$$NW = W - T - C$$

以上の計算から, 全 12 ケースの可処分生涯所得額, 税, 社会保険料の合計額およびその内訳を求めた。次に, これらの数値を用いての分析比較方法について述べる。

4. 分析比較方法

前述の方法で求められた各数値の分析比較方法には, 以下の 2 種の方法をとった。

ひとつは, 可処分生涯所得, 税, 社会保険料額の絶対値の比較, そして可処分生涯所得と税, 社会保険料の各合計額を 100 とした場合の内訳の構成比の比較である。

もうひとつは, 上記の方法で求めた数値に①可処分生涯所得額を税, 社会保険料で除したもの(可処分費用便益比率), ②年金受給額を年金保険料で除したもの(年金収益率), ③医療給付を健康保険料で除したもの(医療収益率), と計算の手を加えた 3 数値の比較である。

この後者の 3 つの指標を用いたのは, 次の理由による。ある個人の結婚や就労の選択さえもひとつの投資プロジェクトであると考えられる。経済面から, 異なる選択をした人の利益を検討する方法は, そのプロジェクトによる便益(生涯所得)と費用(税, 社会保険料)を比較することである。そこで, 本研究では, 具体的な比較指標として, 便益(生涯所得)を費用(税, 社会保険料)で除した数値, 「費用便益比率」を用いることにした。先行研究としてあげた木村(1990)の研究でも, グロスの生涯所得を税, 社会保険料で除した「費用便益比率」を比較方法に用いている。この方法では, 生涯所得を税, 社会保険料で除した数値が高いほど, 有利なプロジェクトを選択したことになり, 税制および年金制度から高い便益を受けていることになる。

また, 年金制度, 健康保険については, 給付額と保険料負担の関係を分析する手法として「収益率」を用いる。「年金の収益率」とは, 拠出した保険料の総額に対する受給する年金の総額の比率である。この収益率が属性の異なる加入者間で有利

さを判断する尺度となり、数値が高いほど有利であるということになる。この数値はあくまでも便宜上に用いるだけであり、数値自身に特に意味はない。

IV 計算の結果と考察——現行制度の場合——

前節で述べた計算方法に基づいて、現行制度における男性のモデルも含めた全12ケースの生涯所得計算を行った。この計算結果は、表1に一括して掲載してある。それでは、各ケースの生涯所得比較を始めよう。

1. 独身の男性と女性

まず、生涯独身で常雇で働いた男女、ケース1とケース2の生涯所得を比較しよう。この2ケースを比較するのは、就労形態およびライフコースを統一した場合、男女間の賃金格差が生涯所得に及ぼす影響を分析するためである。

当然のことながら、男性の方が女性より相対的に賃金が高いため、可処分生涯所得、税、社会保障料負担とも男性の方が高い数値になる。では、その男女の賃金格差は、年金受給額や税、社会保障料負担にどのような影響を及ぼすのであろうか。

まず、年金保険料とその受給額について比較してみよう。年金収益率を比較すると、男性は3.9、女性は4.9である。この原因はなにか。年金保険料負担額を比較すると、ケース1はケース2の1.7倍の負担をしているが、年金受給額の格差は1.3倍に縮小している。つまり、保険料負担に比べ、年金受給額の格差が縮小しているため、男性より女性の年金収益率が高くなるのである。また、給与所得の可処分額の差が6,400万円であるのに対し、年金受給額の男女間の格差は1,200万円と5分の1に縮小している。この数値結果は、性別による年金の取り扱いの差ではなく、賃金の高低のみが原因である。年金制度には、就労期の賃金格差を縮小する、低所得者を優遇する所得再配分効果が意図されているためである。

所得再配分効果は、累進税率を採用する税制も考慮すると、一層際立つ。ケース間の年金保険料

負担の格差は1.3倍であったが、税負担額の差は、2.5倍、1,306万円にもなり、累進税率の効果がいかに大きいかが分かる。そのため、可処分費用便益比率は、男性が5.6、女性7.6と年金収益率より数値格差が広がるのである。

しかし、これらの数値結果から、ただちに女性が男性より税制、年金制度から優遇されていると結論づけることはできない。税制、年金制度が所得再配分の機能をもつ限り、低所得者の方が、数値が高いという結果は必然的に起こるのである。むしろ、同じ学歴、就労形態でありながら、生涯所得に大きな差をもたらす男女間の賃金格差の是正は、今後の大きな課題である。

2. 独身者と既婚者

結婚の有無は、税制および年金制度からいかに評価されるのであろうか。ここでは、配偶関係が異なる常雇で働く女性3ケース（ケース2～4）の比較から検討してみよう。ケース2は、生涯独身で常雇で働いた女性、ケース3と4は、いわゆる共働きで、それぞれ高卒と大卒の夫をもつ。

同じ就業経験をもちながら、3ケースの可処分生涯所得はすべて異なる。給与所得額をみると、配偶者のいるケース3と4が独身のケース2より約10万円強高い。この原因は、住民税負担額の差である。住民税は、所得割と均等割からなるが、妻の均等割は一律非課税とされている⁷⁾。少額ではあるが、有配偶者に有利な制度である。

年金受給額は、3ケースすべて異なる値をとる。これは、遺族年金の受給の有無と、ケース間で遺族年金の受給額が異なるのが原因である。まず、独身のケース2には、遺族年金は支給されない。共働きのケース3とケース4は、遺族年金を受給するが、その受給額が異なる。遺族年金は夫の老齢厚生年金額の4分の3に相当するため、高所得の大卒の夫をもつケースの方が、遺族年金額が高くなる。よって、同じ共働きでもケース3と4では、遺族年金の受給合計額に約100万円の差が生じるのである。さらに、独身のケース2と大卒の夫をもつケース4を比較すると、年金保険料負担が同じ712万円であるにもかかわらず、年金受給

表1 配偶関係別および就労形態別の生涯所得シミュレーション

現行制度

(万円, %)

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	可処分生涯所得						再掲 遺族年金中 配偶者手当
							給与所得	年金受給額	配偶者控除	配偶者手当	医療給付	
1	男	高卒	無し	—	常雇	23204.026 (100.0)	17174.662 (74.0)	4726.935 (20.4)			1302.429 (5.6)	
2	女	高卒	無し	—	常雇	15561.573 (100.0)	10734.643 (70.0)	3524.501 (22.6)			1302.429 (8.4)	
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	15674.650 (100.0)	10744.726 (68.5)	3627.495 (23.1)			1302.429 (8.3)	
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	15777.853 (100.0)	10744.726 (68.1)	3730.698 (23.6)			1302.429 (8.3)	
5	女	高卒	有り	高卒	無職	5954.445 (100.0)	1356.730 (22.8)	2330.396 (39.1)	538.860 (9.0)	547.223 (9.2)	1181.236 (19.8)	20.882
6	女	高卒	有り	大卒	無職	6198.929 (100.0)	1356.730 (21.9)	2433.598 (39.3)	713.251 (11.5)	514.114 (8.3)	1181.236 (19.1)	20.882
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	7734.577 (100.0)	3226.730 (41.7)	2330.396 (30.1)	433.130 (5.6)	563.085 (7.3)	1181.236 (15.3)	20.882
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	7938.871 (100.0)	3226.730 (40.6)	2433.598 (30.7)	567.012 (7.1)	530.295 (6.7)	1181.236 (14.9)	20.882
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	8686.481 (100.0)	4171.370 (48.0)	2969.505 (34.2)	129.610 (1.5)	175.843 (2.0)	1240.153 (14.3)	6.525
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	8824.574 (100.0)	4171.370 (47.3)	3072.707 (34.8)	164.220 (1.9)	176.124 (2.0)	1240.153 (14.1)	6.525
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	12637.180 (100.0)	7842.998 (62.1)	3234.807 (25.6)	129.610 (1.0)	175.843 (1.4)	1253.922 (9.9)	6.525
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	12767.076 (100.0)	7842.998 (61.4)	3329.812 (26.1)	164.220 (1.3)	176.124 (1.4)	1253.922 (9.8)	6.525

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	税、社会保険料				可処分費用 便益比率	年金収益率	医療収益率
							年金保険料	健康保険料	税			
1	男	高卒	無し	—	常雇	4108.985 (100.0)	1192.770 (29.0)	746.226 (18.2)	2169.989 (52.8)	5.647	3.963	1.745
2	女	高卒	無し	—	常雇	2049.930 (100.0)	712.311 (34.7)	474.052 (23.1)	863.567 (42.1)	7.591	4.948	2.747
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.684	5.093	2.747
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.735	5.237	2.747
5	女	高卒	有り	高卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	17.246	17.694	9.866
6	女	高卒	有り	大卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	17.954	18.478	9.866
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	22.402	17.694	9.866
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	22.993	18.478	9.866
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	10.036	7.387	4.842
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	10.195	7.644	4.842
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.387	6.086	3.437
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.473	6.265	3.437

注：可処分費用便益比率＝可処分生涯所得÷税、社会保険料

年金収益率＝年金受給額÷年金保険料

医療収益率＝医療給付÷健康保険料

額の差は約 206 万円にもなる。ここから、現行の税制、年金制度が結婚制度を支持し、独身者より既婚者に有利な制度設計になっていることが読み取れる。

3. 「被扶養配偶者」と「被保険者」

次に、ケース 5 からケース 12 までの比較を行う。これらのケースは、結婚後一時就労を中断し、専業主婦のケース 5, 6 を除くと、なんらかの再就職を行ったグループである。

(1) 給与所得と年金受給額

給与所得額、年金受給額とも、就労形態が再就職、課税パート、非課税パート、専業主婦の順に高い。各ケースの給与所得を比較すると、専業主婦と非課税パートの給与所得の差に比べ、非課税パートと課税パートの給与所得の差はその 2 分の 1 程度にすぎない。これは、パート期間中の税、社会保険料負担に原因がある。ケース 7, 8 の非課税パートは専業主婦と同じ「被扶養配偶者」であり、本人の税や社会保険料負担は免除される。つまり、非課税パートは専業主婦と同じ結婚前に働いた期間の税、社会保険料負担しか負っていない。しかし、パート収入が被扶養配偶者認定基準額を超える課税パート（ケース 9, 10）になると、税、社会保険料負担は非課税パートの倍以上の額になる。パート労働者が、税、社会保険料負担に敏感になるのは無理もないことである。

また、非課税パートのケース 8 と課税パートのケース 9 の年金受給額の差は、わずか 500 万円強にすぎない。これは、年金制度における基礎年金の制度が原因である。老齢基礎年金は、保険料負担をしない第 3 号被保険者にも支給される。低所得者が多いパート労働者の厚生年金の受給額はたかが知れている。パート労働者が老齢厚生年金を受給したとしても、基礎年金の受給額に比べれば、微々たるものである。保険料負担と年金受給額を考慮にいった年金収益率をみると、非課税パートと課税パートの年金収益率は極端に差がある。また、大卒の夫をもつケースの方が、高卒の夫をもつケースより年金収益率が高いのは、遺族年金の制度が原因である。先述したように、高所得の夫

をもつ妻の方が、高額な遺族年金を受給できるからである。

(2) 配偶者控除効果

配偶者控除、配偶者特別控除の制度は、女性の生涯所得にどのような影響を及ぼすのであろうか。以下、妻の就労形態による影響と、夫の学歴による影響に分割して分析を行うことにする。

まず、夫の学歴を高卒に固定し、妻の就労形態別の配偶者控除効果を比較する。専業主婦のケース 5 の配偶者控除効果は、非課税パートのケース 7 より約 106 万円高い。これは、配偶者特別控除の適用控除額が異なるためである。配偶者特別控除は消失控除のため、妻の年間所得によって、控除額が変化する。夫の収入に適用される配偶者控除、配偶者特別控除額の合計額は、ケース 5 は 70 万円、ケース 7 は 50 万円である。つまり、20 万円の控除額の差が生涯で 100 万円強の生涯所得の差をもたらしているのである。

一方、非課税パートのケース 7 と課税パートのケース 9 の配偶者控除効果を比較すると、同じパート労働者でありながら、約 303 万円の差がある。妻のパート収入がほんの数十万円異なるだけで、夫の税負担に約 300 万円もの違いが出るのである。この額は、給与所得差の 3 分の 1、年金受給額の 2 分の 1 にも相当し、無視できない額である。

続いて、配偶者控除効果を夫の学歴別にみる。専業主婦のケース 5 と 6 の配偶者控除効果の可処分額は、ケース 6 がケース 5 より 174 万円高く、約 1.3 倍の額を得ている。そして、妻の就労形態にかかわらず、いずれのケースでも、大卒の夫をもつケースの方が高い。ここから、配偶者控除、配偶者特別控除は高所得者に有利な制度であるということが、数量的に証明された。

(3) 配偶者手当効果

次に、配偶者手当効果についてみよう。配偶者手当は夫の学歴にかかわらず、一定額が支給されるため、夫の学歴による効果の差はほとんどない。むしろ、税率が高い高所得の夫をもつと、社会保険料や税によって、効果が併殺され、配偶者手当効果自体は、高卒の夫をもつ場合より少なくなることもありうる。

配偶者控除効果、配偶者手当効果両方を考慮すると、非課税パートと課税パートの格差が一層際立つ。非課税パートのケース7と課税パートのケース9の配偶者控除効果の差額は303万円、配偶者手当は387万円、合計690万円にもなる。この金額は、全額パート就労期に得られたものである。いいかえると、非課税パートのケース7はパート収入を非課税限度額以下にしたことによって、配偶者控除、配偶者手当の制度から700万円近い収入を得たのである。

遺族年金にも、配偶者手当効果が存在する。可処分生涯所得の右端に再掲として示した遺族年金中の配偶者手当効果の額は、寡婦期間6年間で専業主婦と非課税パートのケースが20.882万円、課税パートと再就職のケースが6.525万円であり、14万円の差がある。つまり、保険料を納めた女性の方が、納めなかった女性より遺族年金の受給額が少ないのである。現行の遺族年金制度は、自身の厚生年金がいわば掛け捨て同然となること、そして遺族年金額が「被扶養配偶者」より少ないという二重の意味で、パート労働者の厚生年金への加入意欲を妨げることになっている。

(4) 可処分費用便益比率

これまで、可処分生涯所得、税、社会保険料負担の各数値をひとつずつ検討してきたが、被扶養配偶者が税制、年金制度から高い利益を得ていることが明らかになった。可処分費用便益比率をみると、非課税パートかつ大卒の夫をもつケース8がもっとも高い値をとる。この可処分費用便益比率は、全12ケースのなかで極端に高く、税制、年金制度が特定のグループを厚遇している姿が浮かび上がる。税制、年金制度には、所得再配分の機能があり、所得の少ない人を優遇する傾向があるとはいっても、この数値の差はあまりにも大きすぎる。

つまり、現行の税制、年金制度においては、高所得の配偶者をもち、非課税限度額以下のパート収入を得る「被扶養配偶者」でいることが、もっとも有利な選択なのである。特に、税制における配偶者控除および配偶者特別控除、企業から夫に支給される配偶者手当、年金制度においては、保

険料負担をしない第3号被保険者の制度が、「被扶養配偶者」を優遇する大きな原因となっている。

V 計算の結果と考察

——制度を変更した場合——

前節の計算結果から、現行の税制、年金制度はさまざまな女性に対して公平、中立に適用されていないことが明らかになった。本節では、前節で問題の制度とされた配偶者控除および配偶者特別控除、配偶者手当、年金制度における第3号被保険者の制度を変更した場合の生涯所得に及ぼす影響を分析する。計算方法は、現行制度の場合と同じである。

1. 配偶者手当を廃止した場合

企業から夫に支給される配偶者手当は、3つの問題点をもつ。第1は、配偶者手当が支給される家族とそうでない家族との間に不公平が生じることである。第2に、配偶者手当の支給がパート労働者の就業調整の原因となりうること、第3に、寡婦になった時に、被扶養配偶者だった女性の方が、被保険者だった女性より遺族年金が高額になることである。

配偶者手当の廃止は、この3つの問題点を解消するという目的をもつ。全12ケースのなかで、制度変更の影響を受けるのは、専業主婦、非課税パート、課税パート、再就職の女性のケース5～12である。このうち、課税パートと再就職のケース9～12は、就労を再開すると、配偶者手当の支給が打ちきられる。そのため、配偶者手当を廃止した場合、全12ケースのうち、特にケース5～8の専業主婦と非課税パートの女性の生涯所得額が大きく変化することになる。結果は表2である。

現行制度と比較して、可処分生涯所得はどの程度変化するのであろうか。可処分生涯所得は、専業主婦と非課税パートが570万円前後、課税パートと再就職の女性が180万円強減少している。額の大小は、配偶者手当が支給されていた期間の長短とほぼ一致している。

また、遺族年金中の配偶者手当分の加算がなく

表2 配偶関係別および就労形態別の生涯シミュレーション

配偶者手当を廃止した場合

(万円, %)

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	可処分生涯所得						再掲 遺族年金中 配偶者手当
							給与所得	年金受給額	配偶者控除	配偶者手当	医療給付	
1	男	高卒	無し	—	常雇	23204.026 (100.0)	17174.662 (74.0)	4726.935 (20.4)			1302.429 (5.6)	
2	女	高卒	無し	—	常雇	15561.573 (100.0)	10734.643 (69.0)	3524.501 (22.6)			1302.429 (8.4)	
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	15674.650 (100.0)	10744.726 (68.5)	3627.495 (23.1)			1302.429 (8.4)	
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	15777.853 (100.0)	10744.726 (68.1)	3730.698 (23.6)			1302.429 (8.3)	
5	女	高卒	有り	高卒	無職	5375.652 (100.0)	1356.730 (25.2)	2309.514 (43.0)	528.172 (9.8)		1181.236 (22.0)	
6	女	高卒	有り	大卒	無職	5642.474 (100.0)	1356.730 (24.0)	2412.716 (42.8)	691.792 (12.3)		1181.236 (20.9)	
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	7145.002 (100.0)	3226.730 (45.2)	2309.574 (32.3)	427.462 (6.0)		1181.236 (16.5)	
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	7370.934 (100.0)	3226.730 (43.8)	2412.716 (32.7)	550.252 (7.5)		1181.236 (16.0)	
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	8505.255 (100.0)	4171.370 (49.8)	2962.980 (34.8)	130.752 (1.5)		1240.153 (14.6)	
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	8635.445 (100.0)	4171.370 (48.3)	3066.202 (35.5)	157.720 (1.8)		1240.153 (14.4)	
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	12455.954 (100.0)	7842.998 (63.0)	3228.282 (25.9)	130.752 (1.0)		1253.922 (10.1)	
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	12577.927 (100.0)	7842.998 (62.4)	3323.287 (26.4)	157.720 (1.3)		1253.922 (10.0)	

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	税, 社会保険料				可処分費用 便益比率	年金収益率	医療収益率
							年金保険料	健康保険料	税			
1	男	高卒	無し	—	常雇	4108.985 (100.0)	1192.770 (29.0)	746.226 (18.2)	2169.989 (52.8)	5.647	3.963	1.745
2	女	高卒	無し	—	常雇	2049.930 (100.0)	712.311 (34.7)	474.052 (23.1)	863.567 (42.1)	7.591	4.948	2.747
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.684	5.093	2.747
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.735	5.237	2.747
5	女	高卒	有り	高卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	15.570	17.535	9.866
6	女	高卒	有り	大卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	16.342	18.319	9.866
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	20.694	17.536	9.866
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	21.349	18.319	9.866
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	9.826	7.371	4.842
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	9.977	7.628	4.842
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.267	6.074	3.437
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.348	6.253	3.437

注: 可処分費用便益比率 = 可処分生涯所得 ÷ 税, 社会保険料

年金収益率 = 年金受給額 ÷ 年金保険料

医療収益率 = 医療給付 ÷ 健康保険料

なり、全12ケースの有配偶者については、夫の学歴が等しければ遺族年金は同額になる。

当然のことながら、可処分費用便益比率は現行制度より小さい値になる。特に、配偶者手当から高い便益を得ていた専業主婦と非課税パートのケース5と7は、現行制度より約2.0ポイント減少しているが、課税パートと常雇の再就職のケース9とケース11は約0.2ポイントの減少にすぎない。そして、現行制度でもっとも格差のあったケース1とケース8の格差は、4.1倍から3.8倍へと若干解消されている。

可処分費用便益比率では、制度変更による効果がみられたが、年金収益率はほとんど現行制度と変わらない。年金受給額の減少額は、再掲として示した遺族年金中の配偶者手当効果でしかない。そのため、ケース7の年金収益率の減少値は0.158とごくわずかである。

つまり、配偶者手当を廃止しただけでは、女性の就労に対する公平、中立的な制度設計には不十分であり、さらなる制度変更が必要といえよう。

2. 配偶者控除、配偶者特別控除を廃止した場合

次に、配偶者控除、配偶者特別控除を廃止した場合についてみてみよう。両控除は共働きや独身者に適用されないこと、そして、高所得層に有利な制度であり、本来税制がもつ高所得層から低所得層への「所得再配分」の意義に反するという問題点をもっている。

配偶者控除、配偶者特別控除を廃止すると、制度変更の影響を受けるケース5～12の可処分生涯所得は現行制度より減少している(表3参照)。その可処分生涯所得の減少額を列挙すると、専業主婦、非課税パートのケース5から8は400万円から700万円、課税パートと常雇の再就職のケース9から12は130万円から160万円程度である。適用控除額の高い専業主婦、そして限界税率の高い大卒の夫をもつケースほど、可処分生涯所得の減少額が高くなる傾向がある。

可処分費用便益比率でその効果をみよう。ケース5～12の可処分費用便益比率は現行制度より減少しているが、特に夫が大卒者の専業主婦である

ケース6は、現行制度では17.954であったが、15.888に減少している。また、夫の学歴による格差も、現行制度のケース5と6の間では、0.708であったのが、0.203と格差が緩和されている。

しかし、年金収益率や医療収益率に関しては、現行制度となんの変化もない。配偶者控除、配偶者特別控除の廃止によって、可処分費用便益比率もケース間の格差は若干縮まったものの、一番数値の低いケース1と一番高いケース8の間では依然4倍の格差がある。配偶者控除だけ廃止しても、本人の税、社会保険料負担には変化が生じていないからである。「被扶養配偶者」のパートの女性にも社会保険料負担を求めていかなければ、公平、中立的な税制、年金制度の達成は難しいといえる。

3. 全パートが厚生年金に加入した場合

現行制度における生涯所得比較の結果、第3号被保険者の制度が、生涯所得に大きな影響を及ぼしていることが明らかになった。パート労働者にも厚生年金を適用し、保険料を徴収してはどうかという意見がある。だが、雇用主側やパートタイム労働者自身が新たな保険料負担を強いられるため、根強い反発がある。はたしてパート労働者にとって、年金に加入するということは、利益があるのだろうか。そこで、労働者として働く者は、その年間収入にかかわらず、厚生年金に加入するという仮定で計算を行った。

全パート労働者が厚生年金に加入するということは、就労期の保険料負担の増加と、老齢期の年金受給額の増加という両面の影響を考慮しなければならない。計算対象の12ケースのなかで、制度変更の影響を受けるのは、非課税パートのケース7と8だけである。以下、ケース7と8の生涯所得の変化を中心に述べることにする。

表4をみると、現行制度に比べ、ケース7、8とも可処分生涯所得が増加している。つまり、保険料負担額を上回る年金受給額が得られたからである。可処分生涯所得の内訳をみると、保険料負担によって給与所得は現行制度より200万円減少しているが、年金受給額は約470万円増加している。特に、厚生年金の特別支給の老齢厚生年金の定額

表3 配偶関係別および就労形態別の生涯所得シミュレーション

配偶者控除、配偶者特別控除を廃止した場合

(万円, %)

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	可処分生涯所得						再掲 遺族年金中 配偶者手当
							給与所得	年金受給額	配偶者控除	配偶者手当	医療給付	
1	男	高卒	無し	—	常雇	23204.026 (100.0)	17174.662 (74.0)	4726.935 (20.4)			1302.429 (5.6)	
2	女	高卒	無し	—	常雇	15561.573 (100.0)	10734.643 (70.0)	3524.501 (22.6)			1302.429 (8.4)	
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	15674.650 (100.0)	10744.726 (68.5)	3627.495 (23.1)			1302.429 (8.3)	
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	15777.853 (100.0)	10744.726 (68.1)	3730.698 (23.6)			1302.429 (8.3)	
5	女	高卒	有り	高卒	無職	5415.585 (100.0)	1356.730 (25.1)	2330.396 (43.0)		547.223 (10.1)	1181.236 (21.8)	20.882
6	女	高卒	有り	大卒	無職	5485.678 (100.0)	1356.730 (24.7)	2433.598 (44.4)		514.114 (9.4)	1181.236 (21.5)	20.882
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	7301.447 (100.0)	3226.730 (44.2)	2330.396 (31.9)		563.085 (7.7)	1181.236 (16.2)	20.882
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	7371.859 (100.0)	3226.730 (43.8)	2433.598 (33.0)		530.295 (7.2)	1181.236 (16.0)	20.882
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	8556.871 (100.0)	4171.370 (48.7)	2969.505 (34.7)		175.843 (2.1)	1240.153 (14.5)	6.525
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	8660.354 (100.0)	4171.370 (48.2)	3072.707 (35.5)		176.124 (2.8)	1240.153 (14.3)	6.525
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	12507.570 (100.0)	7842.998 (62.7)	3234.807 (25.9)		175.843 (1.4)	1253.922 (10.0)	6.525
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	12602.856 (100.0)	7842.998 (62.2)	3329.812 (26.4)		176.124 (1.4)	1253.922 (9.9)	6.525

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	税、社会保険料				可処分費用 便益比率	年金収益率	医療収益率
							年金保険料	健康保険料	税			
1	男	高卒	無し	—	常雇	4108.985 (100.0)	1192.770 (29.0)	746.226 (18.2)	2169.989 (52.8)	5.647	3.963	1.745
2	女	高卒	無し	—	常雇	2049.930 (100.0)	712.311 (34.7)	474.052 (23.1)	863.567 (42.1)	7.591	4.948	2.747
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.684	5.093	2.747
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.735	5.237	2.747
5	女	高卒	有り	高卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	15.685	17.694	9.866
6	女	高卒	有り	大卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	15.888	18.478	9.866
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	21.147	17.694	9.866
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	21.351	18.478	9.866
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	9.886	7.387	4.842
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	10.006	7.644	4.842
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.301	6.086	3.437
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.364	6.265	3.437

注：可処分費用便益比率＝可処分生涯所得÷税、社会保険料

年金収益率＝年金受給額÷年金保険料

医療収益率＝医療給付÷健康保険料

表4 配偶関係別および就労形態別の生涯所得シミュレーション
全パート厚生年金加入の場合

(万円, %)

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	可処分生涯所得						再掲 遺族年金中 配偶者手当
							給与所得	年金受給額	配偶者控除	配偶者手当	医療給付	
1	男	高卒	無し	—	常雇	23204.026 (100.0)	17174.662 (74.0)	4726.935 (20.4)			1302.429 (5.6)	
2	女	高卒	無し	—	常雇	15561.573 (100.0)	10734.643 (70.0)	3524.501 (22.6)			1302.429 (8.4)	
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	15674.650 (100.0)	10744.726 (68.5)	3627.495 (23.1)			1302.429 (8.3)	
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	15777.853 (100.0)	10744.726 (68.1)	3730.698 (23.6)			1302.429 (8.3)	
5	女	高卒	有り	高卒	無職	5954.445 (100.0)	1356.730 (22.7)	2330.396 (39.0)	538.860 (9.0)	547.223 (9.2)	1181.236 (19.8)	20.882
6	女	高卒	有り	大卒	無職	6198.929 (100.0)	1356.730 (21.8)	2433.598 (39.2)	713.251 (11.5)	514.114 (8.3)	1181.236 (19.1)	20.882
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	8051.652 (100.0)	3014.315 (37.4)	2800.969 (34.7)	433.130 (5.4)	563.085 (7.0)	1240.153 (15.4)	20.882
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	8235.064 (100.0)	3014.315 (36.5)	2883.289 (35.0)	567.012 (6.9)	530.295 (6.4)	1240.153 (15.1)	20.882
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	8686.481 (100.0)	4171.370 (47.9)	2969.505 (34.1)	129.610 (1.5)	175.843 (2.0)	1240.153 (14.3)	6.525
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	8824.594 (100.0)	4171.370 (47.2)	3072.727 (34.8)	164.220 (1.9)	176.124 (2.0)	1240.153 (14.1)	6.525
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	12637.180 (100.0)	7842.998 (62.1)	3234.807 (25.6)	129.610 (1.0)	175.843 (1.4)	1253.922 (9.9)	6.525
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	12767.076 (100.0)	7842.998 (61.4)	3329.812 (26.1)	164.220 (1.3)	176.124 (1.4)	1253.922 (9.8)	6.525

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	税、社会保険料				可処分費用 便益比率	年金収益率	医療収益率
							年金保険料	健康保険料	税			
1	男	高卒	無し	—	常雇	4108.985 (100.0)	1192.770 (29.0)	746.226 (18.2)	2169.989 (52.8)	5.647	3.963	1.745
2	女	高卒	無し	—	常雇	2049.930 (100.0)	712.311 (34.8)	474.052 (23.1)	863.567 (42.1)	7.591	4.948	2.747
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.684	5.093	2.747
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.735	5.237	2.747
5	女	高卒	有り	高卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	17.246	17.694	9.866
6	女	高卒	有り	大卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	17.954	18.478	9.866
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	557.680 (100.0)	266.188 (47.7)	197.659 (35.4)	93.833 (16.8)	14.438	10.523	6.274
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	557.680 (100.0)	266.188 (47.7)	197.659 (35.4)	93.833 (16.8)	14.767	10.832	6.274
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	10.036	7.387	4.842
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	10.195	7.644	4.842
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.387	6.086	3.437
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.473	6.265	3.437

注：可処分費用便益比率＝可処分生涯所得÷税、社会保険料

年金収益率＝年金受給額÷年金保険料

医療収益率＝医療給付÷健康保険料

部分は、加入月数だけで算定されるため、給与額が低くても、加入月数さえ多ければある程度の受給額は保障される。これが年金受給額の増加に大きく寄与している。

しかし、非課税パートのケース7,8の可処分費用便益比率は、現行制度に比べ、大きく減少している。この数値は、先に扱った配偶者手当を廃止した場合や、配偶者控除と配偶者特別控除を廃止した場合の可処分費用便益比率より小さい。つまり、ひとつの制度変更だけでみれば、厚生年金のパート労働者への適用は、配偶者手当や配偶者控除の廃止より公平性、中立性の達成には、より高い効果があるということである。しかも、パート労働者自身にとっても、可処分生涯所得が増加するのであるから、利益がある改革といえよう⁸⁾。

だが、遺族年金だけをみれば、配偶者手当効果によって課税パートより非課税パートが高い受給額を得る状況には変わりがない。そして、配偶者控除の問題点も放置されたままであり、配偶者手当や、配偶者控除、配偶者特別控除も同時に見直さなければならないことが分かる。

4. 全パートが厚生年金に加入し、配偶者控除、

配偶者特別控除、配偶者手当を廃止した場合

これまでは、ひとつの制度だけを変更した場合について話を進めてきた。しかし、ひとつの制度変更だけでは、税制、年金制度が特定の配偶関係や就労形態をもつ者を優遇し、女性の就労を抑制することには変わりがないということが明らかになった。そこで、これら3種の制度変更を同時に行った場合の生涯所得比較を行った(表5参照)。

現行制度と比較すると、ケース5~12すべてのケースで可処分生涯所得は減少している。特に、現行制度で配偶者控除、配偶者手当の制度から高い利益を得ていた専業主婦のケース5と6の可処分生涯所得の減少額がもっとも大きい。

3制度を同時に変更したことの最大のメリットは、いわゆるパートの「逆転現象」をもたらす制度上の欠陥をすべて消去したことにある。そして、配偶者控除、配偶者特別控除の廃止は、高所得層に有利な制度であるという欠点を改善し、配偶者

手当の廃止は、遺族年金の受給額が、共働きの女性より専業主婦の方が高くなるという現象を改善した。しかし、夫の学歴を統一した場合、専業主婦と共働きの女性の遺族年金は同額であり、寡婦になって夫の遺族年金を選択した場合に、自身の年金額が生きないということ自体は変わっていない。共働きをしても、夫の遺族年金を選択せざるを得ない女性の賃金の低さが原因である。

可処分費用便益比率で制度変更の効果をみよう。各ケース間の数値格差はこれまでになく縮小したが、同数値にはならない。税制、社会保険制度は所得再配分を意図した制度であるため、可処分費用便益比率は低所得者ほど高い数値になる。これは、可処分費用便益比率を比較指標にする上で避けられない欠点である。

高齢社会においては、女性の就労をますます重要視せねばならない状況になる。税制や年金制度に求められる公平、中立性の原則は、その時代の社会、経済状況によって変化する。女性の社会進出を促進はしても、抑制はしない税制、年金制度を構築するには、最低限これらの制度変更が必要であるといえよう。

VI 遺族年金の併給を認める改正の効果について

今回の年金制度改革によって、従来の遺族年金の選択方式のほかに、夫と本人の老齢厚生年金額の合計額の2分の1を遺族年金として選択できる途がひらかれた。従来の方式では、掛け捨てとなっていた共働きの女性の厚生年金を生かすことを意図した改正である。この改正によって、本人の老齢厚生年金額が夫の老齢厚生年金額より低くても、その額が夫の2分の1以上であれば、制度変更の恩恵が受けられることになった。

そこで、遺族年金の改正が、女性労働者にどのような効果をもたらすのか数的検証を行った。遺族年金制度改革の効果は、遺族年金の受給期間が短期間で生涯所得比較には適さないため、別の比較方法をとった。それは、計算対象をパート労働者と共働きの女性に限定し、遺族年金の併給を選択するために必要な条件を数的に明らかにし、

表5 配偶関係別および就労形態別の生涯所得シミュレーション
全パート厚生年金加入, 配偶者控除, 配偶者特別控除, 配偶者手当廃止の場合 (万円, %)

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	可処分生涯所得					再掲 遺族年金中 配偶者手当	
							給与所得	年金受給額	配偶者控除	配偶者手当		医療給付
1	男	高卒	無し	一	常雇	23204.026 (100.0)	17174.662 (74.0)	4726.935 (20.4)			1302.429 (5.6)	
2	女	高卒	無し	一	常雇	15561.573 (100.0)	10734.643 (68.9)	3524.501 (22.6)			1302.429 (8.4)	
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	15674.650 (100.0)	10744.726 (68.5)	3627.495 (23.1)			1302.429 (8.3)	
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	15777.853 (100.0)	10744.726 (68.1)	3730.698 (23.6)			1302.429 (8.3)	
5	女	高卒	有り	高卒	無職	4847.480 (100.0)	1356.730 (28.0)	2309.514 (47.6)			1181.236 (24.4)	
6	女	高卒	有り	大卒	無職	4950.682 (100.0)	1356.730 (27.4)	2412.716 (48.7)			1181.236 (23.9)	
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	7034.555 (100.0)	3014.315 (43.6)	2780.087 (29.87)			1240.153 (9.3)	
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	7116.875 (100.0)	3014.315 (42.9)	2862.407 (30.9)			1240.153 (9.1)	
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	8374.503 (100.0)	4171.370 (45.9)	2962.980 (35.8)			1240.153 (2.6)	
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	8477.725 (100.0)	4171.370 (44.9)	3066.202 (37.2)			1240.153 (2.6)	
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	12325.202 (100.0)	7842.998 (63.6)	3228.282 (26.2)			1253.922 (10.2)	
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	12420.207 (100.0)	7842.998 (63.1)	3323.287 (26.8)			1253.922 (10.1)	

ケース	性	学歴	配偶者の有無	配偶者の学歴	就労形態	税, 社会保険料				可処分費用 便益比率	年金収益率	医療収益率
							年金保険料	健康保険料	税			
1	男	高卒	無し	—	常雇	4108.985 (100.0)	1192.770 (29.0)	746.226 (18.2)	2169.989 (52.8)	5.647	3.963	1.745
2	女	高卒	無し	—	常雇	2049.930 (100.0)	712.311 (34.7)	474.052 (23.1)	863.567 (42.1)	7.591	4.948	2.747
3	女	高卒	有り	高卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.684	5.093	2.747
4	女	高卒	有り	大卒	常雇	2039.847 (100.0)	712.311 (34.9)	474.052 (23.2)	853.484 (41.8)	7.735	5.237	2.747
5	女	高卒	有り	高卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	14.040	17.535	9.866
6	女	高卒	有り	大卒	無職	345.266 (100.0)	131.706 (38.1)	119.727 (34.7)	93.833 (27.2)	14.339	18.319	9.866
7	女	高卒	有り	高卒	非課税 パート	557.680 (100.0)	266.188 (47.7)	197.659 (35.4)	93.833 (16.8)	12.614	10.444	6.274
8	女	高卒	有り	大卒	非課税 パート	557.680 (100.0)	266.188 (47.7)	197.659 (35.4)	93.833 (16.8)	12.762	10.753	6.274
9	女	高卒	有り	高卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	9.675	7.371	4.842
10	女	高卒	有り	大卒	課税 パート	865.545 (100.0)	401.969 (46.4)	256.109 (29.6)	207.467 (24.0)	9.795	7.628	4.842
11	女	高卒	有り	高卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.180	6.074	3.437
12	女	高卒	有り	大卒	再就職	1506.789 (100.0)	531.474 (35.3)	364.851 (24.2)	610.464 (40.5)	8.243	6.253	3.437

注: 可処分費用便益比率 = 可処分生涯所得 : 税, 社会保険料

年金収益率 = 年金受給額 ÷ 年金保険料

医療収益率 = 医療給付 ÷ 健康保険料

それが実行可能な条件であるかを検証するという方法である。すなわち、パート労働者の場合は、パート収入別に併給の選択が有利になるために必要な厚生年金の最低加入年数を求め、共働きの女性は、月々の給与の平均値に相当する平均標準報酬月額別に厚生年金の最低加入年数を求めた。モデルおよびデータは、III節と同じである。

図1は、厚生年金に加入したパート労働者の年間収入別に、夫の老齢厚生年金の4分の3を遺族年金として受給するより、遺族年金の併給を選択した方が高額になるのに最低必要な厚生年金加入年数を示している。結婚後すぐにパート労働を始め、59歳まで働いた場合の最高加入年数は35年間である。図1をみると、高卒の夫をもつケースでは、年間収入150万円のパート労働者で40年以上、同200万円でも35年間働いてようやく併給のメリットが得られる。さらに、大卒の夫になると、併給のメリットを得るには最低でも年間250万円のパート収入を得なければならない。このように、パート労働者に厚生年金の加入を認めたとしても、遺族年金の併給を選択するほどの年金受給額は得られないため、パート労働者にとっては、改正案のメリットはほとんどないといえよう。

さて、問題は共働きの女性である。図2は、平均標準報酬月額別に遺族年金の併給を選択した方が有利になるために必要な厚生年金の最低加入年数を示したものである。高校卒業後から59歳まで継続して働いた場合、厚生年金の加入年数は42年

間になる。共働きの女性の場合は、夫の学歴にかかわらず、月々の平均給与が20万円以上であれば、遺族年金の併給を選択した方が有利になる。しかし、現在老齢厚生年金を受給している世代の女性たちは、男性に比べ極端に受給額が低い⁹⁾。実際に改正案の恩恵を受ける世代は、かなり後になりそうである。遺族年金改正の効果は、働く女性に有益であるが、そのためには、男女の賃金格差の解消や女性労働者の勤続年数の延長などの条件が必須である。

VII 結 論

本論は、税制、年金制度がさまざまな配偶関係や就労形態をもつ女性に公平、中立に適用されているのか、生涯所得比較によって検証を行った。その結果、次のようなことが明らかになった。

第1に、税制、年金制度は、専業主婦世帯の保護を念頭において展開されている。それは、制度創設時の女性が補助的労働をしていたこと、そして結婚後は家庭にとどまるという人生選択が中心であり、従来の家族像を維持したまま根本的な改革がなされていないからである。その流れは、女性労働者が増加した現在もほとんど変わっていない。

第2に、配偶関係別および就労形態別に女性の生涯所得を比較した結果、現行の税制、年金制度は専業主婦、あるいは非課税限度額以下のパート

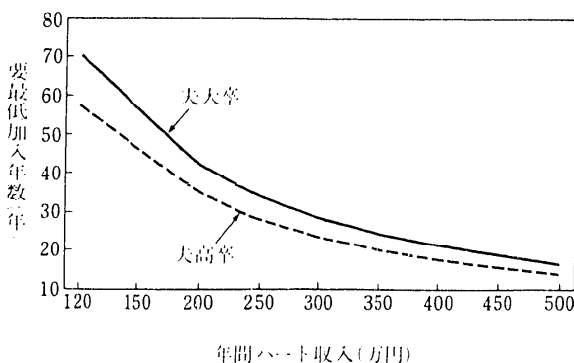


図1 年間パート収入別の要最低加入年数
パート労働者の場合

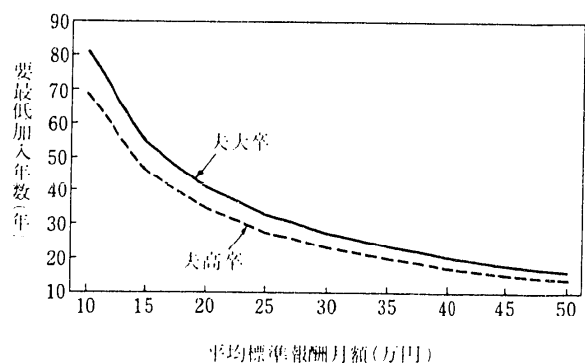


図2 平均標準報酬月額別の要最低加入年数
共働きの場合

で働く家族を優遇している。税制における配偶者控除、配偶者特別控除、企業から支給される配偶者手当、年金制度の第3号被保険者の制度が生涯所得に及ぼす影響は無視できないほど大きい。税制、年金制度は多様化する家族、特に働く女性に対し公平、中立に適用されていない。

第3に、税制、年金制度における女性の就労に対する公平、中立性をより達成するには、配偶者手当、配偶者控除および配偶者特別控除の廃止、全パート労働者に厚生年金を適用するという制度変更が最低必要である。

第4に、老齢厚生年金と遺族年金の併給の選択を認める遺族年金の改正案は、パート労働者にとってはほとんど利益がない。共働きの女性にとっては有益な改革であるが、それには男女の賃金格差の解消や女性の勤続年数の長期化などの外的変革が必要である。

以上の分析に基づいて、女性労働と税制、年金制度の今後の展望について若干述べたいと思う。本論は、税制や年金制度の影響を個人の生涯所得収支分析に限定し、マクロ財政への影響については言及できなかったが、配偶者控除および配偶者特別控除の廃止は、これまで両控除が適用されていた世帯には増税、そして国家税収の増加につながることは容易に想像できる。両控除の廃止には、税収の増加を基礎控除の増額にふりかえる、あるいは低所得者に不利といわれる消費税率上昇を抑制するという方策で、単なる増税に終わらない税制改革を行うことが必要であろう。

また、厚生年金をすべてのパート労働者に適用させるということは、保険料収入よりも支出額が増えるため、年金財政の悪化につながるようになる。ただし、こうした制度変更を行った場合、パート労働の壁がなくなることから、パート労働者はこれまでより年間収入を増加させ、保険料収入も増加すると考えられる。それでも、パート労働者に厚生年金を適用させるには、女性労働者自身が補助的パート労働から基幹的なフルタイムの労働へと移行することが肝要である。また、自営業者の無業の妻が支払う国民年金の保険料とパート労働者が支払う厚生年金の保険料のバランスをい

かに調整するかという問題がある。この問題については、俗に「クロヨン」と呼ばれる自営業者と給与所得者の税負担のバランスとともに相互調整しなければならない重要な課題である。

ところで、これまで年金課税についてふれてこなかったが、生涯所得計算には無視できない問題である。年金課税については、老齢世代に寛大な税制がとられ、ほとんどの高齢者は税負担を免除されるという状況になっている。年金が原則的に非課税であることは、共働き世帯の優遇につながっているとの指摘もある〔高山, 1992a, 155, 156頁〕。本論では、平均値データで計算を行ったため、この問題に踏み込むことができなかったが、年金課税を考慮にいれても、本論と同じ結論が導き出せるか分析を行う必要がある。今後の課題である。

これらの税制や年金制度の制度変更を行うには、既得権の問題をはじめ、さまざまな壁がある。配偶者控除の廃止については、専業主婦層には根強い反発がある。しかし、配偶者控除の引き上げ、被扶養配偶者認定基準を引き上げさえすればよいという風潮は、考え直さねばならない時期にきている。逆にこのような制度があることによって、パート労働者が低賃金に甘んじているという現実もある。女性労働者自身が自分が高齢社会の負担を担う一員であるという意識変革をしない限り、このような税制、年金制度の制度変更は難しい。そして、女性労働力を基幹労働力として位置づけ、また女性たちがそうした働き方をして負担を負わなければ、高齢社会の運営は難しい。

注

- 1) 税額は、当年所得で決定される。そのため、生涯所得比較を行う意義はほとんどないが、本論では年金制度も重大な比較指標のため、このような方法をとった。また、税制や社会保障制度を分析する際には、税率の労働供給や所得に及ぼす影響や、法人税、消費税、国債発行が所得の分配にどのような影響を与えるのかも考慮すべきである〔香西, 1994, 3頁〕が、本論の分析は、ここまで踏み込むことができなかった。
- 2) この考えは、審議のスタート時からあらわれている。「配偶者の家庭生活が営まれる上の役割において他の親族とは同等に論ずべきものではな

- く、ひいては所得形成の上に大きな貢献をなしている点を考慮し、配偶者控除を認め、納税義務者に配偶者がある場合には、第1人目の扶養控除に代えて9万円(又は8万円)の控除を行うものとする」(税制調査会『税制調査会第一次答申』(1960年5月20日)48頁)。
- 3) 労働省『パートタイム労働者総合実態調査報告』(1990年)によると、就業調整の理由として、社会保険の加入より配偶者控除の存在をあげる者の方が多い。樋口(1994)は、この原因として、配偶者特別控除の存在を知らない者が多い、配偶者手当の支給条件と配偶者控除の適用限度額が一致している、企業において社会保険の加入条件と配偶者控除の適用限度額を連動させている可能性があることを指摘している(89, 90頁)。
- 4) 男性が84歳まで存命と仮定することは、現実の平均寿命とは矛盾する。しかし、女性との比較でミスリーディングを避けるため、あえてこのような仮定を設定した。
- 5) 標準労働者でなく、一般労働者のデータを用いたのは、女性の標準労働者のサンプル数が少ないためである。賃金プロファイルの計算方法は、丸山(1994)を参照。
- 6) 社会保険料負担は、本人分のみ計算対象とした。
- 7) 妻の均等割の非課税の理由は、市町村との受益関係は夫婦一体とみることが適当である、その夫婦が同一の道府県内に住所を有するか判定するのが困難なためと説明されている[野上, 1992, 136頁]。
- 8) 厚生年金の支給開始年齢を65歳に引き上げた場合、あるいは事業主負担分も本人負担分とみなして計算した場合には、当然異なる結果が予測される。このような場合についての分析も今後の課題である。
- 9) 遺族年金併給の制度を選択する女性の数を把握することはできない。しかし、厚生省『国民生活基礎調査』(1992年)によれば、男性の公的年金・恩給の受給額の最頻値は、200~250万円(14.4%)であるが、女性は半分にも満たない20~40万円(28.7%)である。現在、年金を受給している高齢女性には、制度変革の恩恵はほとんどないのではないだろうか。

引用・参考文献

- 木村陽子・瀬川雅美(1989)「主婦パートタイム労働者の年金加入に及ぼす税制の影響——年金加入の費用便益分析」『日本年金学会誌』第9号
- 木村陽子(1990)「主婦と税制と社会保険——年金・医療・雇用」社会保障研究所『21世紀の社会保障に関する研究<家族の変容と社会保障分科会>』
- 香西 泰(1994)「再分配国家」『経済セミナー』1994年10月号, 日本評論社
- 篠塚英子(1992)「『生活大国五ヶ年計画』を批判する」婦人労働研究会『婦人労働』No.17, 1992.9
- 島田とみ子(1992)『年金入門』岩波書店
- 税制調査会(1986)『税制の抜本的見直しについての答申』(1986年10月28日)
- 高山憲之(1992a)『年金改革の構想』日本経済新聞社
- 高山憲之(1992b)「女子の年金についての覚え書」『日本年金学会誌』第12号
- 樋口美雄(1994)「税・社会保険料負担と有配偶女性の収入調整」(財)長寿社会開発センター『高齢化社会における社会保障周辺施策に関する理論研究事業の調査研究報告書』
- 都村敦子(1992)「税制および社会保障制度における家族の取扱い——家族の変容・労働の変容への対応」金森久雄・島田晴雄・伊部英男編『高齢化社会の経済政策』東京大学出版会
- 野上敏行(1992)『要説住民税』税務経理協会
- 八田達夫・木村陽子(1993)「公的年金は、専業主婦世帯を優遇している」『季刊・社会保障研究』Vol.29, No.3
- 丸山 桂(1993)「女性と税制・年金制度に関する歴史的考察」婦人労働研究会『女性労働』No.18, 1993.9
- 丸山 桂(1994)「女性の就労と税制・年金制度——配偶関係・就労形態別の生涯所得比較」お茶の水女子大学生活社会科学研究会『生活社会科学研究』創刊号
- 八代尚宏・大石亜希子(1993)「女性の年金権と就業」『日本年金学会誌』第13号
- (まるやま・かつら 社会保障研究所研究員)